

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 基幹放送</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）</p> <p>第三節の二 <u>経営基盤強化計画の認定（第九十一条の二―第九十一条の十三）</u></p> <p>第四節 基幹放送局提供事業者（第九十二条―第一百一条）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六十二条 法第九十三条第一項第六号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ(1)に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者（当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ(2)に掲げる者（当該地上基幹放送事業者等をそ</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）</p> <p>第四節 基幹放送局提供事業者（第九十二条―第一百一条）</p> <p>第五節・第六節（同上）</p> <p>第五章～第九章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六十二条 法第九十三条第一項第六号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ(1)に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者（当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ(2)に掲げる者（当該地上基幹放送事業者等をそ</p>

の子会社とする認定放送持株会社を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

2 5 6 (略)

(申請書)

第六十四条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十五条 法第九十三条第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

の子会社とする認定放送持株会社（法第六十条に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

2 5 6 (同上)

(申請書)

第六十四条 法第九十三条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十五条 法第九十三条第四項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三条第四項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

第六十六条 法第九十三条第四項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

一五 (略)

六 (略)

(認定の更新の申請の期間)

第七十五条 基幹放送の業務(法第九十三条第四項の規定の適用を受けるものを除く。)の認定の更新の申請は、認定の失効前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(事業計画書の変更等)

第八十六条 認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。次項において同じ。)は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

第四章 基幹放送

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

第六十六条 法第九十三条第五項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

一五 (同上)

六 電波法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する放送局(第二号及び第四号に掲げるものを除く。)を用いて行われる放送の業務

七 (同上)

(認定の更新の申請の期間)

第七十五条 基幹放送の業務(法第九十三条第五項の規定の適用を受けるものを除く。)の認定の更新の申請は、認定の失効前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(事業計画書の変更等)

第八十六条 認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。次項において同じ。)は、法第九十三条第四項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2・3 (同上)

第四章 (同上)

第三節の二 経営基盤強化計画の認定

(経営基盤強化計画の認定の申請)

第九十一条の二 法第百十六条の三第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の二の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）の業務を維持するため最大限の努力をするものであることを示す書類

二 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化を円滑かつ確実に実施する経営体制が確立されていることを示す書類

三 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

四 法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあつては、地域性確保措置（法第百十六条の三第二項第五号ロに規定する地域性確保措置をいう。）の内容が特定放送番組同一化（同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

五 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに

表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第 号。以下「表現の自由享有基準」という。）第十條第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、次に定める書類

イ 表現の自由享有基準第十條第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、第九十一條の四第二号に規定する地域性確保措置の内容が表現の自由享有基準第十條第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

ロ 表現の自由享有基準第十條第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、第九十一條の四第三号に規定する多元性・多様性確保措置の内容が当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであることを示す書類

- 六 別表第二十一号の三の様式による事業計画書
- 七 別表第二十一号の四の様式による事業収支見積り

（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の三 法第百十六条の三第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。）とする。

（経営基盤強化計画の記載事項）

第九十一条の四 法第百十六条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項とする。

一 表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

二 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、地域性確保措置（同条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。）の内容

三 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は

団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、多元性・多様性確保措置（当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために講ずる措置をいう。以下同じ。）の内容

（不適法な申請書等）

第九十一条の五 法第百十六条の三第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの（違式な記載を含む。）であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条第一項において「申請者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法第百十六条の四第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定の拒否の通知）

第九十一条の六 法第百十六条の三第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法第百十六条の四第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定証の交付）

第九十一条の七 総務大臣は、法第百十六条の三第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の五の様式の認定証を交付する。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第九十一条の八 法第百十六条の三第四項(法第百十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとするに場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号)とする。

- 一 認定の日付
 - 二 経営基盤強化計画に係る指定放送対象地域
 - 三 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
- 2| 総務大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請)

第九十一条の九 法第百十六条の四第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 2| 前項の申請書には、認定経営基盤強化計画の写しを添付するものとする。

(認定証の交付)

第九十一条の十 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十一 法第百十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

二 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更（変更後の割合が第九十一条の三に定める割合を超えるものに限る。）

2| 法第百十六条の四第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の八の様式により行うものとする。

(実施状況の報告)

第九十一条の十二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の九の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

(認定経営基盤強化計画の認定の取消し)

第九十一条の十三 総務大臣は、法第百十六条の四第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2 総務大臣は、認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

第七章 認定放送持株会社

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)

第百八十三条 法第百五十九条第二項第三号(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める申請対象会社(法第百五十九条第一項の認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社をいう。以下同じ。)の子会社(法第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である基幹放送事業者に準ずるものは、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十四条において同じ。)である一般放送事業者
- 三・四 (略)

(適切な経営管理を行うために必要な資産)

第七章 (同上)

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)

第百八十三条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)である一般放送事業者
- 三・四 (同上)

第八十三条の二 法第五十九条第二項第三号（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める資産は、次に係る資産（設立後最初の事業年度を終了していない場合にあつては、第二号及び第三号）とする。

一 流動資産（流動資産の合計額に最終の損益計算書に計上された収益の次に掲げるものの額の収益の部に計上した額の合計額に対する割合を乗じて得た額に相当する資産に限る。）

イ 申請対象会社が自ら行う放送の業務（前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条において同じ。）に係る収益

ロ イに掲げるもののほか、子会社基幹放送事業者等（子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に係る受取配当金その他子会社基幹放送事業者等との取引により生じた収益

二 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

三 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金（設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。）

（総資産の額の合計方法）

第八十四条 法第五十九条第二項第三号（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表（当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了してい

（資産の合計方法）

第八十四条 法第五十九条第二項第三号（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表（当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了してい

い場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表)による資産の合計金額から子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額を控除した額とする。

(申請書の記載事項)

第百八十八条 法第五十九条第三項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請対象会社及びその子会社その他の関係会社の概要に関する事項

二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者(第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十四条において同じ。)の株式の取得価額及び第百八十三条の二の資産の額の合計

い場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表)による資産の合計金額から次に掲げる額を控除した額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日(当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時)後において募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業譲受け、事業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。

一 放送の業務(前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。)の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産の合計金額

二 子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額

三 子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者に係る貸付金の合計金額

(申請書の記載事項)

第百八十八条 法第五十九条第三項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請対象会社及びその子会社の概要に関する事項

二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者(第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十四条において同じ。)の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する

額の総資産の額に対する割合に関する事項

三〇五 (略)

(添付書類等)

第百八十九条 法第百五十九条第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表第六十一号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 資本又は出資に関する事項
- 二 関係会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法
- 三 関係会社以外の会社に対する出資の状況

2 法第百五十九条第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその関係会社の定款又は登記事項証明書とする。

(事業計画書の公表等)

第百九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 認定放送持株会社の名称
- 二 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者の名称

(議決権を有することとなる株式)

第二百五条 法第百六十四条第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

る事項

三〇五 (同上)

(添付書類等)

第百八十九条 法第百五十九条第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表第六十一号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (同上)
- 二 子会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法
- 三 子会社以外の会社に対する出資の状況

2 法第百五十九条第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその子会社の定款又は登記事項証明書とする。

(事業計画書の公表等)

第百九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 (同上)
- 二 認定放送持株会社の子会社である基幹放送事業者の名称

(議決権を有することとなる株式)

第二百五条 法第百六十四条第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 (略)

二 法人その他の団体(第二百七条第五項第三号に規定する特別地上基幹放送事業者を除く。)が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係にある者(以下この条において「特別関係者」という。)とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合 当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に(当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式

三 (略)

2・3 (略)

(保有基準割合)

第二百七条 法第六十四条第二項の総務省令で定める割合は、三分の一とする。

一 (同上)

二 法人その他の団体(第二百七条第一項第一号に規定する特別地上基幹放送事業者を除く。)が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係にある者(以下この条及び第二百七条において「特別関係者」という。)とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合 当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に(当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式)

三 (同上)

2・3 (同上)

(保有基準割合)

第二百七条 法第六十四条第二項の総務省令で定める割合は、百分の三十三とする。ただし、一の者又はその一若しくは二以上の特別関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一の者について百分の十とする。

一 法第六十三条の規定による子会社地上基幹放送事業者の行う基幹放送に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において基幹放送を行う地上基幹放送事業者(次号において「特別地上基幹放送事業者」という。)であるとき。

二 特別地上基幹放送事業者に対して支配関係を有する者であ

2 前項の規定にかかわらず、一の者が次の各号のいずれかに該当する場合における当該一の者に係る法第六十四條第二項の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

一 特別地上基幹放送事業者

二 特別地上基幹放送事業者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する者

3 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても一を超えない場合における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送業者に該当しないものとみなす。

4 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても四を超えない場合における当該一の者に係る第二項の規定の適用については、ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送業者に該当しないものとみなす。

5 この条において使用する用語は、法及び表現の自由享有基準において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

るとき。

2 前項第二号の支配関係とは、法第九十三條第二項各号のいずれかに該当する関係をいう。

一 特定関係会社 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合における関係会社をいう。

二 特定放送対象地域 認定放送持株会社の特定関係会社が行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域をいう。

三 特別地上基幹放送事業者 特定放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者（認定放送持株会社の関係会社を除く。）をいう。

四 特定集団 一の者及び当該一の者がある者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する場合におけるその者並びに認定放送持株会社の関係会社から成る集団をいう。

（書類の提出等）

第二百十六条 法（第五章（第二節第三款を除く。）、第六章、第四百七十七条、第七百七十五条及び第八十条の規定に限る。）

又はこの省令（第四章（第三節の二を除く。）及び第五章の規定に限る。）の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一・二 （略）

2～4 （略）

附則

1 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号。以下「改正法」という。）の施行の

（書類の提出等）

第二百十六条 法（第五章、第六章、第四百七十七条、第七百七十五条及び第八十条の規定に限る。）又はこの省令（第四章及び第五章の規定に限る。）の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一・二 （同上）

2～4 （同上）

日から施行する。

2 改正法附則第八条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名

二 改正法附則第八条に規定する関係会社の名称、事業の概要、資本金、出資の額、出資の比率及び役員に関する事項

改正案	現行
<p>別表第六の一号（第64条関係） 地上基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 （ふりがな） 氏名 （法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号</p> <p>地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。 （略）</p> <p>別表第六の二号（第64条関係） 衛星基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 （ふりがな） 氏名 （法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号</p> <p>衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。 （略）</p> <p>別表第六の三号（第64条関係） 移動受信用基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 （ふりがな）</p>	<p>別表第六の一号（第64条関係） 地上基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 （ふりがな） 氏名 （法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号</p> <p>地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。 （同左）</p> <p>別表第六の二号（第64条関係） 衛星基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 （ふりがな） 氏名 （法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号</p> <p>衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。 （同左）</p> <p>別表第六の三号（第64条関係） 移動受信用基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 （ふりがな）</p>

氏 名
 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
 電 話 番 号

移動受信用基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。(略)

別表第七の一号 (第65条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	
(別紙)	
<input type="checkbox"/> (1)～(4) (略)	
<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	
<input type="checkbox"/> (6)～(17) (略)	

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (略)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にシ点を付けること。

(1)～(2) (略)

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数
 (表略)

(注1)～(注7) (略)

イ 外国人の占める議決権の数
 (表略)

(注1)～(注7) (略)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は 名称	議決権の総数に 対する議決権の 比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、	備考
--	------------	--------------------------	--	----

氏 名
 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
 電 話 番 号

移動受信用基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第3項の規定により申請します。(同左)

別表第七の一号 (第65条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	
(別紙)	
<input type="checkbox"/> (1)～(4) (同左)	
<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	
<input type="checkbox"/> (6)～(17) (同左)	

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (同左)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にシ点を付けること。

(1)～(2) (同左)

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数
 (同左)

(注1)～(注7) (同左)

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

イ 外国人の占める議決権の数
 (同左)

(注1)～(注7) (同左)

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は 名称	議決権の総数に 対する議決権の 比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者	備考
--	------------	--------------------------	--	----

			当該事業者の名称	
10分の1を超える議決権を有する者		%		
(A)				
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者		%		
(B)				

(注1)～(注3) (略)

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>3分の1</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注) (略)

(6)～(8) (略)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからエまでの様式により記載すること。

ア～イ (略)

ウ ローカル放送番組

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自主制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

			の名称	
10分の1を超える議決権を有する者		%		
(A)				
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者		%		
(B)				

(注1)～(注3) (同左)

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注1) (同左)

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(6)～(8) (同左)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア～イ (同左)

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作 番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(ウ) ニュース、天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作 番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(エ) 総合計

総合計 (ア) + (イ) + (ウ)	時間 分 (%)
---------------------	------------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受 ける放送番組		合計
①完全局制作	②制作会社 協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送			
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間（分）及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力、制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ (略)

(10)～(13) (略)

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

- ア 兼営する事業 (表略)
- イ 他の事業への出資 (表略)
- (注1)～(注2) (略)

(15) 別紙(17)は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除

ウ (同左)

(10)～(13) (同左)

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

- ア 兼営する事業 (同左)
- イ 他の事業への出資 (同左)
- (注1)～(注2) (同左)

(15) 別紙(17)は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除

除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)
 ア 事業の実績

(フ)～(イ) (略)

(ウ) 放送番組に関する参考事項 (放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) (略)

イ (略)

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

- (別紙)
- (1)～(3) (略)
 - (4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項
 - (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項
 - (6)～(14) (略)

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (略)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ点を付けること。

(1)～(2) (略)

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。
 (表略)

(注1)～(注7) (略)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信地上基幹放送事業者の <u>3分の1</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
--	--------	------------------	--	----

くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)
 ア 事業の実績

(フ)～(イ) (同左)

(ウ) 放送番組に関する参考事項 (放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法関係審査基準別表の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) (同左)

イ (同左)

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

- (別紙)
- (1)～(3) (同左)
 - (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
 - (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項
 - (6)～(14) (同左)

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (同左)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ点を付けること。

(1)～(2) (同左)

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。
 (同左)

(注1)～(注7) (同左)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。
(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信地上基幹放送事業者の <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
--	--------	------------------	---	----

(表略)
 (注1)・(注2) (略)

別表第七の三号 (第65条第1項関係)

第3 移動受信信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)
 (1)～(3) (略)
 (4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項
 (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信信用地上基幹放送事業者に関する事項
 (6)～(14) (略)

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (略)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ点を付けること。

- (1)・(2) (略)
 (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。
 (表略)
 (注1)～(注7) (略)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信信用地上基幹放送事業者の <u>3分の1</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(同左)
 (注1)・(注2) (同左)
(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

別表第七の三号 (第65条第1項関係)

第3 移動受信信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)
 (1)～(3) (同左)
 (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
 (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信信用地上基幹放送事業者に関する事項
 (6)～(14) (同左)

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (同左)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ点を付けること。

- (1)・(2) (同左)
 (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。
 (同左)
 (注1)～(注7) (同左)
(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。
 (4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信信用地上基幹放送事業者の <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1)～(注3) (略)

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>3分の1</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注) (略)

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

(表略)

(注1)～(注3) (略)

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由共有基幹の特例に関する省令第2条第13号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨

(注5) (略)

(7)～(13) (略)

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

(表略)

イ 他の事業への出資

(表略)

(注1)・(注2) (略)

別表第二十一号の二(第91条の2第1項関係)

経営基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

(注1)～(注3) (同左)

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注1) (同左)

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

(同左)

(注1)～(注3) (同左)

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)～(ウ) (同左)

(注5) (同左)

(7)～(13) (同左)

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

(同左)

イ 他の事業への出資

(同左)

(注1)・(注2) (同左)

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

総務大臣 殿

申請者

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

経営基盤強化計画の認定を受けたいので、放送法第 116 条の 3 第 1 項の規定により申請します。

1. 経営基盤強化の実施期間

2. 経営基盤強化による収益性の向上の程度

3. 経営基盤強化の内容

4. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

5. 特定放送番組同一化の内容

6. 法第 116 条の 3 第 2 項第 5 号ロに規定する地域性確保措置の内容

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

7. 特例役員兼任関係の内容

8. 放送法施行規則第 91 条の 4 第 2 号に規定する地域性確保措置の内容

9. 多元性・多様性確保措置の内容

注 1 共同で申請をする場合は、全ての国内基幹放送事業者を「申請者」として記載すること。

注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 経営基盤強化の実施期間については、経営基盤強化計画の始期及び終期を記載すること。

注 4 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、実施期間中の各事業年度決算における計画値を記載すること。

注 5 経営基盤強化の内容については、次の事項について記載すること。

(1) 経営基盤強化を実施する理由及び背景

(2) 実施する措置の内容

注 6 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

(1) 経営基盤強化計画の開始時期の役員及び従業員の数

(2) 経営基盤強化計画の終了時期の役員及び従業員の数

(3) 経営基盤強化計画の実施に伴う役員及び従業員の出入、嘱託等に係る計画

(4) 経営基盤強化計画の実施について行った労働組合との協議に関する事項

(審議機関等の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

注 7 特定放送番組同一化の内容については、次の事項について記載すること。

- (1) 特定放送番組同一化を行う期間
 - (2) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
 - (3) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
 - (4) 特定放送番組同一化の計画に関する事項
 - (5) 共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項
- 注8 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注9 特例役員兼任関係の内容については、特例役員兼任関係に係る役員予定者の氏名を記載し、当該役員予定者の履歴書及び役員就任承諾書を添付すること。

注10 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

注11 多元性・多様性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

別表第二十一号の三(第91条の2第2項関係)

事業計画書

- (別紙)
- (1) 資本又は出資の額
 - (2) 主たる出資者及び議決権の数
 - (3) 役員に関する事項
 - (4) 将来の事業予定
 - (5) 国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許の期間における資産、負債及び収支の実績

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、別葉として提出すること。

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 株式会社以外の者の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 法人以外の者の場合は、(注1)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する 議決権の比率	備 考
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注3) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注4) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注5) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常務)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏 名	住 所	役 名	担当部門	兼 職	備 考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを注2に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(イ) 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(4) 別紙(5)は、資産、負債及び収支の実績(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること)。

第1 見積表

科目	() 年度		() 年度		() 年度		() 年度		() 年度	
	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う 事業の 支	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う 事業の 支	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う 事業の 支	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う 事業の 支	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う 事業の 支
1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
<u>放送料</u>										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
2 売上原価										
<u>放送費</u>										
放送委託費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益										
(1-2)										
4 販売費及び一般管理										
<u>費</u>										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益 (3-4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益 (5 + (6										
-7)										
備考										

注1 各年目は、事業者の決算年度ベースで経営基盤強化計画の実施期間分を記載すること(例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。)

注2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

注3 基幹放送の業務を行う事業の収支の欄は、兼営社にあつては、放送の種類ごとに各項目を区分して記載すること。この場合において、分計の考え方を適宜の様式により記載すること。

注4 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注5 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に關し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

注6 次の書類を添付すること。

ア 放送料金表

イ 有料放送料金表

ウ 最近の決算期における計算書類

エ その他参考となる書類

第2 見積りの根拠

ア 収益

区	分	1週間平均の回数	単価	1週間平均の収入	1年間の収入
(記載例)			千円	千円	千円
放送料		回			
Aタイム	30分				
Bタイム	15分				
	30分				
	15分				
Aスポット					
Bスポット					

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、決算年度ベースの別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目以降の収益の記載を省略することができる。

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により決算年度ベースの別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目以降の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ 費用

科目	目	金額	根拠
		千円	

注 アの注に準じて記載すること。

別表第二十一号の五 (第91条の7関係)

経営基盤強化計画認定証

認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る経営基盤強化計画を提出した 国内基幹放送事業者の名称	
備考	
年 月 日	総務大臣 印
短 辺	(日本工業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の六 (第91条の9第1項関係)

経営基盤強化計画の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿
申 請 者
郵 便 番 号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

電 話 番 号

平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたいので、放
送法第116条の4第1項の規定により申請します。

変更事項		変更後	
変更前			

注1 変更箇所が分かるような書類を添付すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、こ
の様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二十一号の七 (第91条の10関係)

経営基盤強化計画変更認定証

変更の認定の年月日	
認定の番号	
変更の認定に係る経営基盤強化計画を提 出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	
年 月 日	総務大臣 印
短 辺	(日本工業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の八 (第 91 条の 11 第 2 項関係)

経営基盤強化計画の軽微な変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿
郵便番号

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法第 116 条の 4 第 2 項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更前		

注 1 変更箇所が分かるような書類を添付すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二十一号の九 (第 91 条の 12 関係)

認定経営基盤強化計画の実施状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿
郵便番号

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画の平成 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 経営基盤強化による収益性の向上の程度

2. 経営基盤強化の実施状況

3. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

4. 特定放送番組同一化の実施状況

5. 法第 116 条の 3 第 2 項第 5 号ロに規定する地域性確保措置の実施状況

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

6. 特例役員兼任関係の実施状況

7. 放送法施行規則第 91 条の 4 第 2 号に規定する地域性確保措置の実施状況

8. 多源性・多様性確保措置の実施状況

注 1 共同で申請をした場合は、全ての国内基幹放送事業者について記載すること。

注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、申請時における計画値及び当該事業年度における実績値を記載すること。

注 4 経営基盤強化の実施状況については、当該事業年度に実施した経営基盤強化の内容について要約的に記載すること。

注 5 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

(1) 当該事業年度開始時期の役員及び従業員の数

(2) 当該事業年度末の役員及び従業員の数

(3) 当該事業年度中、経営基盤強化計画に伴い出向、嘱託等した役員及び従業員の数

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

注 6 特定放送番組同一化の実施状況については、次の事項について記載すること。

(1) 特定放送番組同一化に関する当該事業年度における実績

(2) 特定放送番組同一化の対象となった国内基幹放送の 1 年間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行った放送時間の割合

(3) 共同して審議機関を設置した場合、当該事業年度における開催

注 7 法第 116 条の 3 第 2 項第 5 号ロに規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

注 8 特例役員兼任関係の実施状況については、特例役員兼任関係に係る当該事業年度の実績について記載すること。

注 9 放送法施行規則第 91 条の 4 第 2 号に規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

注 10 多源性・多様性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

(同左)

(ふりがな)
氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

認定放送持株会社の認定を受けたので、放送法第159条第3項の規定により申請します。

1 (略)

2 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の概要
(表略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 申請対象会社及び各子会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

3 申請対象会社の関係会社である基幹放送事業者の概要

名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考

(注1) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注2) 関係会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

4 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額等の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

千円	千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	
割合 (a) / (b) × 100	%

(注1)・(注2) (略)

5 (略)

6 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に対する 議決権の数及び比率	特定株式に係る株 主に関する事項	備考
氏名又は名称			(%)		

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

1 特定株式 (第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者

1 (同左)

2 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の概要
(同左)

(注1)・(注2) (同左)

(注3) 申請対象会社及び各子会社の定款を添付すること。

3 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

千円	千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	
割合 (a) / (b) × 100	%

(注1)・(注2) (同左)

4 (同左)

5 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に対する 議決権の数及び比率	特定株式に係る株主 に関する事項	備考
氏名又は名称			(%)		

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

1 特定株式に係る議決権保有割合

注2 申請対象会社が、一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 申請対象会社又はその関係会社による基幹放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し
 (イ)～(オ) (略)

イ 設立中の場合

資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

注 申請対象会社が一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額	資金調達の方法	
千円		
創業費		
<u>関係会社株式の取得経費</u>		
その他		
合計		

(注1)・(注2) (略)

(3) 別紙(3)は、下記の事項について、次の様式により記載すること。

関係会社以外の会社に対する出資の状況

(表略)

(注略)

別表第六十三号 (第197条関係)

認定放送持株会社子会社登録届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有することになったので、放送法第160条第1号の規定により届け出ます。

一以上の地上基幹放送事業者を子会社

注2 申請対象会社が、二以上の基幹放送事業者をその子会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 申請対象会社又はその子会社による基幹放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し
 (イ)～(オ) (同左)

イ 設立中の場合

資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

注 申請対象会社が二以上の基幹放送事業者をその子会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) (同左)

用途別資金の額	資金調達の方法	
千円		
創業費		
<u>子会社株式の取得経費</u>		
その他		
合計		

(注1)・(注2) (同左)

(3) 別紙(3)は、下記の事項について、次の様式により記載すること。

子会社以外の会社に対する出資の状況

(同左)

(同左)

別表第六十三号 (第197条関係)

認定放送持株会社子会社登録届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することになったので、放送法第160条第1号の規定により届け出ます。

二以上の基幹放送事業者を子会社として

<p>として保有し、二以上の基幹放送事業者 を関係会社として保有することとなつ た年月日</p>		<p>保有することとなった年月日</p>	
<p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>		<p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	

改正案	現行
<p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める放送免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める放送免許人等の議決権の割合とする。</p> <p>257 （略）</p>	<p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第六十条に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める放送免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める放送免許人等の議決権の割合とする。</p> <p>257 （同上）</p>

改正案

現行

（基幹放送局の事業計画）

（基幹放送局の事業計画）

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 （略）

一～五 （同上）

六 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項

イ （同上）

イ 十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

ロ 三分の一を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

七・八 （略）

七・八 （同上）

2～7 （略）

2～7 （同上）

送 出 條

取 引

別表第二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

- 1 1枚目
（表略）
- 2 2枚目

- 1 1枚目
（同左）
- 2 2枚目

(略)		19 無線局の区別	※整理番号
		(略)	(略)
(略)	(別紙)	□(9) 週間放送番組の編集に関する事項	
	□(1)～(4) (略)	□(10)～(13) (略)	
26 事業計画等	□(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	□(14) 試験の方法及び具体的計画	□(15) 放送事業と併せ行う事業者及び当該事業の業務の概要
	□(6)～(8) (略)	□(16) 将来の事業予定	□(17)～(19) (略)

(同左)		19 無線局の区別	※整理番号
		(同左)	(同左)
(同左)	(別紙)	□(9) 週間放送番組の編集に関する事項	
	□(1)～(4) (同左)	□(10)～(13) (同左)	
26 事業計画等	□(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	□(14) 試験の方法及び具体的計画	□(15) 放送事業と併せ行う事業者及び当該事業の業務の概要
	□(6)～(8) (同左)	□(16) 将来の事業予定	□(17)～(19) (同左)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

3～6 (略)
注1～26 (略)

3～6 (同左)
注1～26 (同左)

27 26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にシ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。(表略)

27 26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にシ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。(同左)

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (同左)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)
--	----	------------	------------

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(ウ) ニュース、天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(エ) 総合計

総合計 (ア) + (イ) + (ウ)	時間 分 (%)
---------------------	------------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組		合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送			
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %
							100.0%

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力、制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ (略)

(10)～(18) (略)

28～36 (略)

ウ (同左)

(10)～(18) (同左)

28～36 (同左)

改正案	現行
<p>（優先順位）</p> <p>第十条 第三条から前条までの各条項（<u>基幹放送の業務に係る特</u>定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第 号）の各条項を含む。以下この条において同じ。）に適合する基幹放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。</p>	<p>（優先順位）</p> <p>第十条 第三条から前条までの各条項（<u>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）の各条項を含む。以下この条において同じ。）に適合する基幹放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。</u></p>

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（適用範囲）
 第二条 この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき手続等について適用する。

（適用範囲）
 第二条（同上）

別表（第三条関係）

別表（第三条関係）

法令名	条項
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条第一項、第九十三条第二項及び第三項、第九十八条第一項、第百二十六条第二項及び第三項（同条第三項については、第百三十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項、第百三十三条第一項、第百四十四条第二項、第百五十二条第一項、第百五十九条第三項及び第四項並びに第百七十一条第二項
(略)	(略)

法令名	条項
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条第一項、第九十三条第三項及び第四項、第九十八条第一項、第百二十六条第二項及び第三項（同条第三項については、第百三十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項、第百三十三条第一項、第百四十四条第二項、第百五十二条第一項、第百五十九条第三項及び第四項並びに第百七十一条第二項
(同左)	(同左)